

保育料について

議題2：資料②

保育料は、「太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例」で定めています。

3歳以上の子どもについては「幼児教育・保育の無償化」により、無償となっており、0歳から2歳までの子どもについては、下の表のとおりとなっています。

階層区分			3歳未満 （4月1日現在の年齢）		
			保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯		0	0	
2	市町村民税所得割課税額（保護者合算）	市町村民税非課税世帯 支給認定保護者が養育里親等である世帯	0	0	
3		48,600円 未満	15,600	15,200	
4		1	48,600円 ～ 59,000円 未満	23,000	22,500
		2	59,000円 ～ 79,000円 未満	24,000	23,500
		3	79,000円 ～ 97,000円 未満	26,000	25,400
5		1	97,000円 ～ 121,000円 未満	34,200	33,500
		2	121,000円 ～ 145,000円 未満	36,200	35,400
		3	145,000円 ～ 169,000円 未満	38,200	37,400
6		1	169,000円 ～ 230,000円 未満	46,700	45,700
		2	230,000円 ～ 301,000円 未満	48,700	47,700
7		301,000円 ～ 397,000円 未満	53,000	51,900	
8	397,000円 以上	63,700	62,400		

※階層区分の2～8階層の金額は、すべて市町村民税所得割課税額です（ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除等の適用はありません）。

※4～8月分は前年度の市町村民税額、9～3月分は当該年度の市町村民税額により決定します。

※2人以上の子どもが同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する場合は、2人目が半額、3人目以降が無償となります。

ただし、市町村民税所得割課税額57,700円未満（保護者合算、第4-1階層途中まで）である場合は、年齢制限なく保護者が監護する全ての子どもが多子軽減を行う際の算定対象となります。